

答申第 1146 号

諮問第 1800 号

件名：行政文書ファイル管理簿の登録が令和 6 年他官庁等からの照会の内、最古のものの不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 6 年 4 月 1 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同年 4 月 12 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分内容及び理由

##### ア 行政文書開示請求の受付

令和 6 年 4 月 1 日、審査請求人が愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）情報公開窓口に来署し、同窓口備え付けの行政文書ファイル管理簿を閲覧した後、大部分は同ファイル管理簿に登載されたファイルを指定した行政文書開示請求書を記入の上提出したため、処分庁は、これを受け付けた。

当該開示請求書の行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載は、一部、審査請求人が過去に請求した内容が重複して記載されていたため、これを補正した結果

行政文書ファイル管理簿の登録が

①平成 31 年置去品等処理簿の内、最古のもの

②令和 3 年・4 年・5 年 他官庁との協定事項の内、最古のもの

③令和 6 年 他官庁等からの照会の内、最古のもの

（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

とされた（以下補正後の行政文書開示請求のうち「③令和 6 年 他官庁等からの照会の内、最古のもの」について「本件開示請求」という。）。

#### イ 本件開示請求の対象文書の調査

本件は稲沢警察署情報公開窓口に備え付けの行政文書ファイル管理簿登載のファイルを指定し、そのうち最も古い文書を求めているものである。処分庁は、本件開示請求を受け、稲沢警察署の行政文書ファイル管理簿を調査したところ、同管理簿には本件開示請求に合致する名称の行政文書ファイルは登載されていないことを確認した。

#### ウ 行政文書不開示決定

上記イのとおり、本件開示請求の対象となる行政文書ファイルの登載がなく、よって、本件開示請求に合致する行政文書は存在しないことから、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

#### (2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、行政文書ファイル管理簿に登載されていて、文書が不存在なのは不合理である旨主張している。

しかしながら、上記(1)で述べたとおり、本件開示請求の対象となる行政文書ファイルは、そもそも稲沢警察署の行政文書ファイル管理簿には登載されていないことから、本件開示請求の対象となる文書の調査に誤りはない。

また、審査請求人のその他の主張は本件開示請求に対する本件処分とは関連しない内容である。

したがって、本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

#### (3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 4 審査会の判断

#### (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、行政文書ファイル管理簿の登録が「令和 6 年他官庁等からの照会」の内、最古のものであって、請求日現在稲沢警察署で保管するものである。

#### (2) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、請求日時点において、稲沢警察署の行政文書ファイル管理簿に、本件開示請求書に記載された令和 6 年他官庁等からの照会という名称の行政文書ファイルはそもそも登録されていなかったとのことである。

イ 当審査会において処分庁に確認したところ、本件請求対象文書は行政文書ファイル管理簿に登録されているという条件付きのものであること

から、本件請求対象文書は不存在と考えるほかなく、今回の決定を行ったとのことである。

ウ これらのことからすれば、本件請求対象文書を管理していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

行政文書ファイル管理簿の登録が

③令和6年 他官庁等からの照会の内、最古のもの  
(請求日現在 稲沢署で保管のもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 6 . 2 4	諮問 (弁明書の写しを添付)
7 . 3 . 2 1 (第 703 回 審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7 . 5 . 3 0 (第 706 回 審査会)	審議
7 . 6 . 2 4	答申